

令和８～１０年度富谷市立小中学校水泳学習指導等業務仕様書

１ 事業の目的

本事業は、民間スイミングスクールが所有するプールを活用して、小学校の水泳学習を実施し、児童生徒の泳力向上、教員の負担軽減等の効果を図ることを目的としている。

２ 実施対象学校

	学 校 名	所 在 地	児童生徒数
１	富谷小学校	富谷市富谷狸屋敷 85 番地	466
２	富ヶ丘小学校	富谷市富ヶ丘一丁目 17 番 37 号	466
３	東向陽台小学校	富谷市明石台一丁目 37 番地 13	646
４	あけの平小学校	富谷市あけの平二丁目 18 番地 1	320
５	日吉台小学校	富谷市日吉台一丁目 13 番地 1	441
６	成田東小学校	富谷市成田六丁目 36 番地 1	226
７	成田小学校	富谷市成田三丁目 1 番地 1	221
８	明石台小学校	富谷市明石台五丁目 15 番地 1	366
小学校計			3,152
９	富谷中学校(西成田教室含)	富谷市穀田土間沢一番 9 番地	250
10	富谷第二中学校	富谷市あけの平三丁目 86 番地	372
11	東向陽台中学校	富谷市明石台一丁目 14 番地	482
12	日吉台中学校	富谷市日吉台三丁目 19 番地 2	371
13	成田中学校	富谷市成田三丁目 34 番地 1	340
中学校計			1,815
合 計			4,967

※人数については 令和８年４月の見込数（増減あり）

３ 事業の実施場所

事業の実施場所は受注者が運営する屋内水泳施設とする

※授業に支障がでないために、事業の実施場所は事業実施対象校からバス等で片道移動時間
おおよそ３０分以内であること。

４ 実施期間

令和８年４月８日～令和１１年２月２８日（学校休業日を除く）

５ 水泳指導時数

・体育科における水遊び（小学校１・２年生）、水泳運動（小学校３～６年生・中学生）については、各学年５回（１回６０分程度）の指導回数を確保すること。なお、移動時間及び着替え等準備、片付けに要する時間は指導時間に含めない。

6 指導内容

- ・指導内容は、小学校学習指導要領解説体育編及び中学校学習指導要領解説保健体育編の内容を基本とし、各小中学校（以下「当該校」という。）の年間指導計画の学習内容を基に、当該校と受注者で打合せの上、決定すること。
- ・発達の段階に応じて「着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方」（着衣泳）の指導を、安全確保につながる運動との関連を図りながら1回(すでに実施済の者を除く)実施すること。

7 指導方法

- ・児童生徒を15名～25名程度のグループに分け、泳力別の指導を行うこと。各グループには受注者において、インストラクターを1名以上配置し、水泳指導にあたること。
- ・最低1名の教員が指導等に参加する体制を組むこと。
- ・安全面に十分配慮し、常時1名の監視員を配置すること。

8 施設

(1) 場所

- ・プールは当該校から車両による移動時間がおおよそ30分圏内であること。
- ・水泳指導の時間は、児童生徒の指導範囲を一般利用者と明確に区別すること。

(2) プール

- ・衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校環境衛生基準 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく水質検査を実施していること。
- ・縦25メートル、横10メートル以上の大きさのプールで、水泳学習に適した施設とすること。
- ・水深は0.9～1.2メートルの範囲とし、学年や泳力の状況によってプールフロア等で変更可能な措置ができること。
- ・コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。

(3) その他の施設等

ア 保健施設

- ・体調不良や怪我等の児童生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。
- ・AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。

イ 更衣室

- ・男女別の更衣施設があること。
- ・着替えのために必要なスペースが十分に確保できること。
- ・入れ替えの時間に対応できる部屋の広さであること。

ウ トイレ

- ・プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面確保のためのシャワー施設があること。

エ 空調施設等

- ・水泳学習に適切な空調管理、水温調節を行うこと。

9 その他

(1) 指導方針

- ・学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

(2) 責任の所在

- ・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。
- ・事故が起きた場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。なお、水泳指導中、受注者の故意又は重過失のために児童生徒に対し事故が発生した場合には、受注者が責任を負うこと。

(3) 水泳指導の流れ

ア 指導内容等打合せ

- ・当该校と受注者は、水泳指導に関することについて事前に必要な回数の打合せを行うこととする。
- ・打合せの場所については、当该校と受注者が協議し決定する。

イ 実技研修

- ・受注者が所有するプールにおいて、当该校の教員と受注者は、指導内容が安全かつ効果的に水泳指導が行われるよう研修を実施すること。

ウ 実施

- ・実施にあたっては、安全で効果的な指導を行うこと。

エ 報告

- ・当该校と受注者は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導にあたったインストラクター・教員、入水した児童生徒数、指導内容、児童の泳力・健康の状況、水温、水質等を記録すること。
- ・受注者は、全ての水泳指導が終了後、すみやかに事業完了報告書を作成し、市へ提出すること。

(4) その他

- ・評価については、原則として当该校の教員が行うこととするが、評価に当たって確認事項が生じた場合、受注者は当该校の求めに応じて協力すること。また、必要に応じて、事前や事後の打合せを行うこと。
- ・支払については、事業完了後報告書提出後、検査し、合格した場合は、受注者が市に請求書を提出する。
- ・見学の児童生徒については、当该校が責任を負うこと。
- ・保護者の見学が可能であること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

10 個人情報の保護

- ・受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、市が定める個人情報取扱特記事項に基づき、適正に処理すること。